

平成21年10月から

住民税の公的年金からの特別徴収制度がはじまります

さらに便利な納税へ

これまでは、納税者の方が町の窓口や金融機関まで出向き、納付書などで納税していただきました。この制度では、公的年金などの支払者（社会保険庁など）が、納税者に支給される公的年金などからあらかじめ住民税を天引きし、納税者に代わって町へ納税します。納税方法を便利にすることで納税者の負担を軽減する目的で設けられたものです。

また、公的年金などから天引きすること、これまで年4回の納税だった住民税が、年6回（平成22年度以降）の納税と変わります。支払回数が増えることは、1回あたりの住民税の負担を少なくします。※この制度は、納税方法を変更するもので、新たに税を負担するものではありません。

特別徴収の対象となる方

平成21年4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の方で、次の条件をすべて満たす方です。

- 公的年金などの所得で住民税が課税される方
- 介護保険料が特別徴収（天引き）されている方
- 老齢基礎年金などの年税額から所得税と社会保険料（介護保険料、国民健康保険料、後期高齢医療保険料）を天引きした残額より、特別徴収される住民税額が少ない方

※老齢基礎年金などの給付額が年間18万円未満である方は、特別徴収の対象にはなりません。

対象となる年金

厚生年金、共済年金、企業年金などを含み、課税対象となるすべての公的年金などです。
※障害年金や遺族年金などの非課税年金からは特別徴収されません。

対象となる税金

公的年金などにかかる所得に対する住民税（所得割額、均等割額）です。給与所得や不動産所得など、年金以外の所得にかかる住民税は、これまでどおり給与からの特別徴収や納付書で納税してください。※この税額は、老齢基礎年金または老齢年金・退職年金などから特別徴収（天引き）されます。※遺族年金や障害年金などの非課税年金は含みません。

（注1）今回の改正では、年金特別徴収の対象とならない65歳未満の方は、公的年金などにかかる住民税と（給与所得にかかる住民税を）合算して、給与から特別徴収することができなくなります。公的年金などにかかる住民税は、納付書などで納税してください。（普通徴収）
（注2）公的年金など以外（例えば個人年金、不動産所得など）から算出される住民税については、公的年金などから算出される住民税へ合算して公的年金などから特別徴収することはできません。公的年金などから算出される税額のみが、公的年金などから特別徴収されます。

特別徴収が中止される場合

- 町外に転出されたとき
 - 死亡されたとき
 - 住民税額が変更されたとき
 - 介護保険料の特別徴収（天引き）が中止されたとき
- ※特別徴収が中止された場合、住民税の残額は、納税者の方が金融機関などで納付書か口座振替により納税してください（普通徴収）。

徴収方法がづぎのように変わります

（例）住民税（町民税、県民税）の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

●これまでの納め方（平成21年10月以降も天引きとならない方）

納付書で納める（普通徴収）				
月	6月	8月	10月	1月
税額	15,000	15,000	15,000	15,000
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

天引きは、平成21年10月に支給される年金から始まります。そのため、平成21年度の住民税のうち、年額の半分を平成21年6月と8月の2回に分け、これまでどおり納付書による納税となりました。

天引きとならない方は、これまでどおり年額の1/4ずつを納付書で納めてください。

●平成21年度の納め方

月	納付書で納める（普通徴収）		年金から天引き（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

平成21年6月と8月は、これまでどおり年税額の1/4ずつの納税となりました。10月から特別徴収となり、10月、12月、2月は、年税額の1/6ずつを年金から天引きします。

●平成22年度以降の納め方

月	年金から天引き（特別徴収）					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	前年度2月と同じ額			残額の1/3ずつ		

4月、6月、8月は、前年度の2月の税額と同額を天引きします。10月、12月、2月は、確定した住民税の年税額から4月、6月、8月の税額を差し引き、残りの税額を1/3ずつ天引きします。

【問合せ】 税務課町民税係 ☎(83)1224

10月19日(月)から25日(日)は行政相談週間

「行政相談制度」は、国の行政機関などの業務に関する苦情や意見、要望をお聴きして、その解決を促進するとともに、こうした皆様からの声を行政に役立てるものです。

総務省では、このことを広く国民の皆様を知ってもらい、利用していただくために、今年10月19日(月)から25日(日)までの一週を『行政相談週間』と定め、総務大臣から委嘱された行政相談委員とともに、全国的に各種広報や行事を展開することにしております。

町においても、週間行事の一環として、特設行政相談所を開設します。

※通常の行政相談も行います。詳しくは11面をご覧ください。

特設行政相談

- 日時 10月22日(木) 午前10時～11時半
- 場所 旧農協寄支店 会議室

【問合せ】 町民健康課町民窓口係 ☎(83)1225

年金のお知らせ 第3号被保険者期間と重複する厚生年金等の加入期間が裁定後に判明した場合の取扱いが変更!

老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と重複する会社等にお勤めされた期間（厚生年金等の加入期間）が新たに判明した場合には、会社等を退職した後の第3号被保険者期間が引き続き年金額に反映される期間（保険料納付済期間）として取り扱われ、過去の年金額が減額となくなりました。すでに年金額を返納された方には、返納された額が改めて支払われます。

【問合せ】 小田原社会保険事務所 ☎(22)1391

